

資料 1

インクルーシブ教育システムを推進するための
地域や学校等の主体的な取組を支援します

「インクルCOMPASS」ガイド

研修を企画する際の
参考資料に！

教育現場の強みや
課題が把握できる！

地域の
教育施策を考える際の
検討資料として

インクルーシブ教育
システムの構築状況を
可視化できる

学校の
強みを活かして
地域と交流を！

校内連携を進める
ためのツールに！

障害のある子どもを
みんなで支えるために

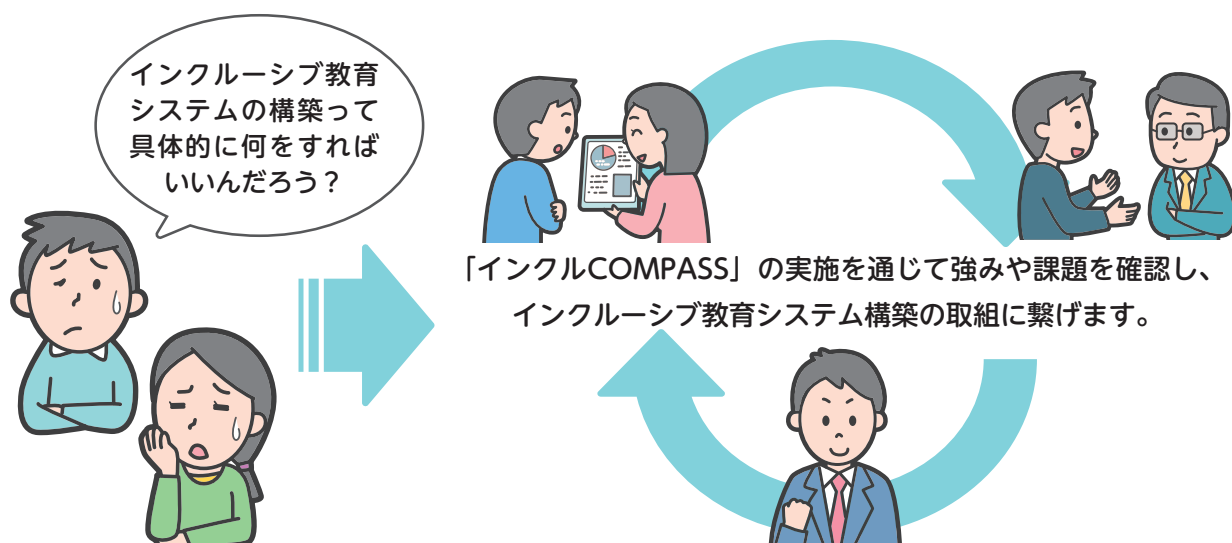


インクルーシブ教育システムを推進するために

インクルーシブ教育システム（inclusive education system）では、基本的な方向性として障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しています。

インクルーシブ教育システムを推進するためには、園や学校、教育委員会での取組状況を把握し、今後の見通しをもつための観点が必要になってきます。しかし、それぞれの機関で行われている取組がインクルーシブ教育システムとどのように関連付いているのかがわかりにくいという声もあります。

そこで、国立特別支援教育総合研究所では、園や学校、教育委員会がインクルーシブ教育システム構築の現状や課題を自分たちで把握し、次の取組につなげるための手掛かりを得ることを目指したツール「インクル COMPASS」を作成しました。



「インクル COMPASS」ってなに？

「インクル COMPASS」は、インクルーシブ教育システムを推進し、主体的取組を支援するためのツールです。COMPASS は、英語表記である「Components for Promoting Inclusive Education System and Assisting Proactive Practices」から取っています。

「インクル COMPASS」では、観点ごとに分かれている各項目について、それぞれの機関における取組状況を自分たちでチェックし、その結果を総合的に判断して今後の取組の方向性を検討します。

園や学校、教育委員会の役割はそれぞれ異なることから、各機関の役割を踏まえて、以下に示す5つのバージョンの「インクル COMPASS」を作成しています。

○ 「インクル COMPASS」の5つのバージョン

主に園や学校で活用できるバージョン
(園・学校用「インクル COMPASS」)

- (1) 幼稚園・認定こども園・保育所用
- (2) 小・中学校、高等学校用
- (3) 特別支援学校用

主に教育委員会で活用できるバージョン
(教育委員会用「インクル COMPASS」)

- (4) 都道府県教育委員会用
- (5) 指定都市・市町村教育委員会用

「インクル COMPASS」 についてもう少し詳しく

「インクル COMPASS」では、5つのバージョンに共通するコンセプトを以下のように掲げています。

○「インクル COMPASS」共通コンセプト

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、それぞれが実施している取組の現状を把握し、課題や今後の方向性を導き出すことのできるもの。

園・学校用、教育委員会用それぞれのバージョンの「インクル COMPASS」では、各機関の役割に即して、個別のコンセプトを掲げています。また、網羅的に自分たちの取組を振り返ることができるように、観点ごとに細かくチェック項目を分けています。

それぞれの「インクル COMPASS」のコンセプトと、観点及びチェック項目の例を以下に示します。

○園・学校用「インクル COMPASS」のコンセプト

自校（自園）のインクルーシブ教育システムの構築を一層推進するために、現在の取組状況を把握し、その結果を踏まえて今後、取り組むべきことを検討する際のヒントが得られるものとする。
また、現状を振りかえることで、自校（自園）の強みや課題を確認することができるものとする。

観 点

チェック項目例

1. 体制整備

- ・園・校内の支援に係る体制整備
- ・周囲の幼児児童生徒及び保護者の理解推進 など

2. 施設・設備

- ・バリアフリー施設・設備の整備
- ・教育支援機器の整備 など

3. 教育課程

- ・特別の教育課程の編成
- ・特別の教育課程の実施

4. 指導体制

- ・指導体制の整備・充実
- ・地域の関係機関の連携 など

5. 交流及び共同学習

- ・交流及び共同学習の実施のための具体的な取組
- ・障害のある人との交流と理解・啓発

6. 移行支援

- ・就学支援システムづくり
- ・就労支援システムづくり

7. 研修

- ・園・校内における専門性の向上のための取組
- ・校外研修を活用した理解・専門性の向上 など

図1 園・学校用「インクル COMPASS」の観点とチェック項目の例

○ 教育委員会用「インクル COMPASS」のコンセプト

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の推進のために、教育委員会が果たすべき役割や機能を把握することで、域内のインクルーシブ教育システムの構築・推進に関わる基本的な計画の策定や体制整備・充実のための検討資料として使用する。

観 点

1. 状況把握

2. 関係課(部局)、関係諸機関との連携

3. 教育相談体制

4. 交流及び共同学習

5. 移行支援

6. 研修

チェック項目例

- ・ 高等学校の状況の把握
- ・ 園や小・中学校の特別支援教育の状況の把握
- ・ 教育委員会内での関係課(部局)との連携
- ・ 関係諸機関との連携
- ・ 教育相談体制の整備
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用
- ・ 地域全体で取り組むための連携・調整
- ・ 地域への理解・啓発のための情報発信 など
- ・ 就学相談・支援
- ・ 「学びの場」の柔軟な見直し など
- ・ すべての指導主事の理解・専門性の向上
- ・ 市町村の教育相談担当者の専門性の向上 など

図2 都道府県教育委員会用「インクル COMPASS」の観点とチェック項目の例

○ 「インクル COMPASS」の構成

「インクル COMPASS」は、インクルーシブ教育システムを構築するための観点ごとにチェックを行うシートと、それらのチェック結果をまとめて、インクルーシブ教育システムの構築状況の全体像を俯瞰するためのナビゲーションシートで構成されています。

「インクル COMPASS」



チェックを行うシート



ナビゲーションシート

「インクル COMPASS」はどこから入手できるの？

「インクル COMPASS」のデータは、以下の URL や QR コード、Web 検索からページにアクセスしていただければ、無料でダウンロードできます。是非、ご活用ください。

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
インクルーシブ教育システムチーム
https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/inclusive

インクル COMPASS



「インクル COMPASS」はどんな場面で使えるの？

「インクル COMPASS」は、インクルーシブ教育システム構築の取組状況のチェックだけではなく、次のような活用も可能です。

○ 園や学校における支援体制構築のために

組織的にインクルーシブ教育システム構築・推進に取り組むためには、目指すべき方向性を明確にすることが必要です。園や学校には、特別支援教育に関わる関係委員会や分掌が設置されています。こうした既存の組織を活用しながら、園・校内におけるインクルーシブ教育システム構築・推進のための支援体制を構築し、具体的な取組の方針を検討する際の資料として「インクル COMPASS」が活用できます。

○ 研修会の企画の参考や研修用教材として

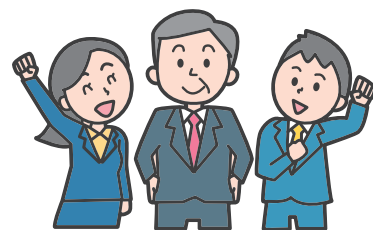
全教職員のインクルーシブ教育システムに対する理解を促していくためには、園や校内の研修でどのような内容を取り上げるべきかを検討することが大切です。ポイントを押さえた研修内容を企画するうえで、「インクル COMPASS」は有効な手がかりになります。

「インクル COMPASS」で明らかになった園や学校の課題と強みを踏まえて、改善すべきことや発展させていきたいことを園・校内研修会で取り上げることで、教職員一人ひとりがインクルーシブ教育システム構築・推進において、どのような役割を担っていくべきなのかを具体的にイメージすることができます。



○ 校内での共通理解を図るためのツールとして

例えば、特別支援学校には複数の学部が設置されており、学校によっては部門制であったり、学部の校舎が分かれていたりします。学校組織が大規模であるほど校内連携の難しさが生じることがあります。また、自分の担当以外の業務や分掌については、意識が向きにくいかもしれません。各学部や各部門の特色を考慮しながら、組織としてのインクルーシブ教育システム構築・推進のための取組を共通理解するためのツールとして「インクル COMPASS」を活用できるのではないかと考えます。



○ インクルーシブ教育システムの推進に関する施策を検討するために

教育委員会において、地域のインクルーシブ教育システム構築・推進にむけた施策を検討するためには、教育委員会内の取組状況を把握することや、地域にある学校でインクルーシブ教育システムの構築に関する取組がどの程度実施されているのかといった情報を集める必要があります。その際、教育委員会用「インクル COMPASS」を使って教育委員会での取組状況を振り返ったり、園・学校用「インクル COMPASS」を活用して地域の園や学校で広く取組を検証し、その結果を収集・分析したりすることで、地域全体でのインクルーシブ教育システム推進にむけて実施状況を俯瞰することができると考えられます。

「インクル COMPASS」はどうやって使うの？

インクルーシブ教育システムのさらなる充実を目指して、次のように「インクル COMPASS」を活用することができます。ここでは、園・学校用の「インクル COMPASS」の書式を例示しています。

STEP 1 園や学校、教育委員会の実情をチェックして取組状況を把握する

園や学校であれば管理職や学年主任、特別支援教育コーディネーターなど、教育委員会であれば他の他部署の担当者などの複数名でチェックし、それぞれの機関におけるインクルーシブ教育システムの取組状況を把握しましょう。観点や項目ごとに担当を分担したり、相談したりして作成することで、園や学校全体で取り組んだり、関係者同士で情報を共有したりしながら取り組むことができます。

実施時期については、年度末に実施して取組を振り返ったり、次年度の年間計画を検討したりするなどの活用が考えられます。

5-2 障害のある人との交流と理解啓発	取組がなされていると思う項目にチェックします。 判断に迷う場合もあると思いますが、絶対的な基準はありませんので、それぞれの実情に応じて多様な視点からチェックを付けてみてください。
☒ (1) 障害のある者となない者が相互に理解し合うための「心のバリアフリー」 [※] 学習を実施している。 ☐ (2) 障害のある大人や地域における高齢者等、同世代以外の人と世代を超えた交流を行っている。 ☒ (3) 障害のある子どものスポーツ大会や作品展示会等のイベントに参加している。 ☒ (4) 日常の学校生活において、障害者理解に関わる指導を行っている。	
上記以外の取組	上で示された項目以外に取り組んでいることがあれば記載してください。
学校全体の取組ではないが、福祉ととの間で、互いの学校の文化祭に	各項目の取組状況を踏まえて、総合的にご判断ください。それぞれの実情に応じてご判断いただくよう、チェックが付いた項目の数や種類に基づく明確な基準は設定していません。このチェック結果を、ナビゲーションシートに転記していただきます。
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☒ できている ☐ どちらとも言えない ☐ できていない ▶ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	
上段で「重点的に取り組む必要がある」にチェックを入れた場合に記入していただき、振り返りの際にご活用ください。	

STEP 2 「ナビゲーションシート」で園や学校の強みや課題を可視化したり、教育委員会で果たすべき役割や機能を確認したりして重点的取組の方策を検討する

「ナビゲーションシート」を使って、全体の取組状況を俯瞰し、強みや課題を可視化したり、役割や機能などを確認したりした上で、重点的取組の方策案を検討します。重点的取組は、園や学校、教育委員会の実情に応じて総合的に判断します。「できている」にチェックが付いた強みを活かしたり、「できていない」にチェックが付いた課題について検討を行います。

教育委員会用「インクル COMPASS」では、「どちらとも言えない」の代わりに「現在取り組んでいる」の欄を設けていますので、施策の実施状況を反映させてチェックすることができます。また、重点的取組の方策案では、長期的取組と短期的取組を区別できる欄を設けていますので、取り組む期間（年）を記入してご活用ください。

I. インクルーシブ教育システムの構築状況

	できている	どちらとも言えない	できていない	重点的に取り組む必要がある
観点1 体制整備				
(1-1) 校内の支援に係る体制整備	○			○
(1-2) 周囲の児童生徒及び保護者の理解推進		○		
(1-3) 地域への理解・啓発		○		
(1-4) 管理職のリーダーシップに基づく学校経営	○			○
観点2 環境整備				
(2-1) 校舎・校庭の整備			○	
(2-2) 教育支援機器の整備	○			
(2-3) 教育支援機器の整備	○			
(2-4) 教室配置及び既存の教室の活用	○			
観点3 教育課程				
(3-1) 特別の教育課程の編成	○			
(3-2) 特別の教育課程の実施・評価	○			

左ページにある「『取組状況』と『上記以外の取組』をあわせた上での判断」を見ながら○を付けてください。

II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要（できるだけ具体的に記載してください）
1	1-1	校内研修を実施し、職員が、自校の特別支援教育の校内体制について「インクルーシブ教育システム」の視点からその価値を認識できるようにする。
2	2-2	個別の教育支援計画の作成と合意形成した上で記入する書式に並び、その際の手続きを明確にすることで、保護者の理解もいただけるようにする。
3	5-1	個別の指導計画の書式の見直しを行い、各教科の目標と目標達成のための支援を見やすくする。

インクルーシブ教育システムのさらなる推進に向けて重点的に取り組むべき方策を記入してください。

STEP 3 「インクル COMPASS」の結果を共有し、取組につなげる

「インクル COMPASS」の実施結果を学校全体で共有したり、教育委員会内のチーム等で検討するなどして具体的な取組につなげていきましょう。すぐに取り組める内容や長期的に取り組むべき課題があると思います。実情に応じて無理のない計画を立てましょう。

最後に「インクル COMPASS」を活用して実施した取組を振り返ることで、次の取組や今後の計画に活かしていきましょう。





○関連情報リンク集

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 <https://www.nise.go.jp/nc>

・インクルーシブ教育システムチーム

https://www.nise.go.jp/nc/study/others/disability_list/inclusive

・インクルーシブ教育システム推進センター

http://www.nise.go.jp/nc/about_nise/inclusive_center

・インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクル DB）

<http://inclusive.nise.go.jp/>

文部科学省による実施事業の情報（文部科学省）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006.htm

インクルーシブ教育システム構築支援学校施設データベース（国立教育政策研究所）

https://www.nier.go.jp/04_kenkyu_annai/shisetsuDB/index.html

「インクル COMPASS」は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所で実施した基幹研究（横断的研究）「我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に関する総合的研究」（平成28年度～令和2年度）において作成したものです。

「インクル COMPASS」の作成にご協力をいただきました都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市町村教育委員会、園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、研究協力者、研究協力機関の皆様方に心より感謝申し上げます。



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比 5-1-1
TEL: 046-839-6803 FAX: 046-839-6918
(令和3年2月発行)

資 料 2

2－1. 都道府県教育委員会用

観点1 状況把握

都道府県教育委員会においては、特別支援教育を推進するための基本的な計画を策定する等して、各学校における教育支援体制の整備・充実に努めることが求められる。基本的な計画を策定するに当たっては、域内の障害のある子供や特別の支援を要する子供の状況や各学校の支援体制及び運営状況、支援状況等を十分に踏まえることが重要である。

1-1 高等学校の状況の把握	
取組の状況	
☐	(1) 高等学校に在籍する障害のある、または特別の支援を要する生徒の在籍状況を把握している。
☐	(2) 高等学校に在籍する障害のある、または特別の支援を要する生徒の転学状況を把握している。
☐	(3) 高等学校に在籍する障害のある、または特別の支援を要する生徒の進路状況を把握している。
☐	(4) 高等学校における医療的ケアが必要な生徒の在籍状況を把握している。
☐	(5) 高等学校における通級による指導の実施状況を把握している。
☐	(6) 高等学校における通級による指導を受けている生徒数を把握している。
☐	(7) 高等学校における通級による指導における「特別の教育課程」の編成状況を把握している。
☐	(8) 高等学校の学校長のリーダーシップのもと、全校をあげて特別支援教育の体制がとられているかを把握している。
☐	(9) 高等学校の校内支援委員会の設置状況を把握している。
☐	(10) 高等学校に在籍する障害のある、または特別の支援を要する生徒の教育的ニーズの把握がなされているかを把握している。
☐	(11) 高等学校内で障害のある、または特別の支援を要する生徒の具体的な支援内容を検討するための校内委員会等の開催状況を把握している。
☐	(12) 高等学校内で障害のある、または特別の支援を要する生徒の支援内容の見直しがなされているかを把握している。
☐	(13) 高等学校において、校務分掌に、特別支援教育コーディネーターを位置付けているかを把握している。
☐	(14) 高等学校において、特別支援教育コーディネーター（専任）の指名状況を把握している。

上記以外の取組
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

1-2 園や小・中学校の特別支援教育の状況の把握

取組の状況

- ☐ (1) 幼稚園や保育所、認定こども園等に在園する障害のある、または特別の支援を要する幼児数を把握している。
- ☐ (2) 小・中学校の特別支援学級の設置状況を把握している。
- ☐ (3) 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数を把握している。
- ☐ (4) 小・中学校の通級による指導の実施状況を把握している。
- ☐ (5) 小・中学校で通級による指導を受けている児童生徒数を把握している。
- ☐ (6) 小・中学校から特別支援学校に転学した児童生徒数を把握している。
- ☐ (7) 小・中学校の通常の学級で特別の支援の対象となる児童生徒数を把握している。
- ☐ (8) 小・中学校の通常の学級に在籍する特別の支援を要する児童生徒への支援状況（例えば、合理的配慮の提供や教室環境の工夫等）を把握している。
- ☐ (9) 小・中学校での特別支援学校及び教育センター等の巡回相談の活用状況を把握している。
- ☐ (10) 小・中学校の通常の学級の特別支援教育支援員や看護師等の人材の配置状況を把握している。
- ☐ (11) 園や小・中学校の校内支援体制の整備状況（教員の加配、教室環境の整備等）を把握している。
- ☐ (12) 園や小・中学校の特別支援教育コーディネーター（専任）の指名状況を把握している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

観点2 関係課（部局）、関係諸機関との連携

計画に沿った特別支援教育が、特別支援学校のみならず高等学校や小・中学校等域内の全ての学校において推進されるように、特別支援教育の主管課のみならず、高等学校や義務教育等の主管課とも連携・協力することが必要である。また、医療や保健、福祉、労働等の教育以外の関係部局や関係諸機関との連携も重要であり、基本的な計画の策定に当たり協力を得ることも必要である。学校を支えるネットワークを構築して、円滑な連携・協力のために機能させることが重要である。

2-1 教育委員会内での関係課（部局）との連携

取組の状況

- ☐ (1) 特別支援教育の推進のため、主管課（特別支援教育担当課）と関連する課（係）（例えば、高等学校や義務教育等の主管課）が連携・協力している。
- ☐ (2) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校のバリアフリー施設・設備（スロープ、多目的トイレ等）の整備状況を把握している。
- ☐ (3) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校のバリアフリー施設・設備（スロープ、多目的トイレ等）に関する要望を把握している。
- ☐ (4) 関連する他局（他課）と連携・協力して、高等学校や特別支援学校のバリアフリー施設・設備（スロープ、多目的トイレ等）の整備に必要な経費の予算化に係る（年次）計画を立てている。
- ☐ (5) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校のオンライン授業の実施のための施設・設備（ネットワーク環境等）の整備状況を把握している。
- ☐ (6) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校のオンライン授業の実施のための施設・設備（ネットワーク環境等）の整備に関する要望を把握している。
- ☐ (7) 関連する他局（他課）と連携・協力して、高等学校や特別支援学校のオンライン授業の実施のための施設・設備（ネットワーク環境等）の整備に必要な経費の予算化に係る（年次）計画を立てている。
- ☐ (8) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校での合理的配慮の提供に関する施設・設備（クールダウンスペース等）の整備状況を把握している。
- ☐ (9) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校での合理的配慮の提供に関する施設・設備（クールダウンスペース等）についての要望を把握している。
- ☐ (10) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校での合理的配慮に関する施設・設備（クールダウンスペース等）に必要な経費の予算化に係る（年次）計画を立てている。
- ☐ (11) 教育支援機器等の導入を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校の教育支援機器（タブレット型コンピュータ、電子黒板等）の整備状況を把握している。

□	(12) 教育支援機器等の導入を管轄する部署と連携・協力して、高等学校や特別支援学校の教育支援機器（タブレット型コンピュータ、電子黒板等）の整備に関する要望を把握している。
□	(13) 教育支援機器等の導入を管轄する部署と連携・協力して、教育支援機器（タブレット型コンピュータ、電子黒板等）の整備に必要な経費の予算化に係る（年次）計画を立てている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

2-2 関係諸機関との連携	
取組の状況	
☐	(1) 教育、福祉、保健、医療、労働等の関係機関との連携・協力のために、広域特別支援連携協議会を設置している。
☐	(2) 定期的に広域特別支援連携協議会を開催している。
☐	(3) 広域特別支援連携協議会に特別支援学校の出席を求めている。
☐	(4) 特別支援教育に関する施策の基本計画の策定に当たっては、教育以外の関係機関（例えば、医療、福祉、労働、生涯学習等）からの協力を得ている。
☐	(5) 市町村教育委員会に対して、特別支援教育に関する施策の基本計画を周知している。
☐	(6) 関係部局と連携して、障害のある幼児児童生徒本人とその保護者に対して教育や支援に関する情報提供を行っている。
☐	(7) 園や学校等からの要請に応じて、教育委員会が教育支援機器（タブレット型コンピュータ、電子黒板等）を貸与している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

観点3 教育相談体制

都道府県教育委員会においては、巡回相談員や専門家チームの設置により、域内の学校が専門的な指導・助言等の教育相談を受けることができる体制を整備することが求められる。また、特別支援学校がセンター的機能を有効に発揮できるように、高い専門性を有する教員を配置するといった人事上の配慮を行うことも重要である。都道府県教育委員会は、専門家の効果的な活用や特別支援学校のセンター的機能の充実等により、市町村教育委員会を積極的に支援することが必要である。

3-1 教育相談体制の整備	
取組の状況	
☐	(1)各園・学校に対して、障害のある、または特別の支援を要する幼児児童生徒への対応について指導・助言を行う「専門家チーム」を教育委員会に設置している。
☐	(2)相談対象の幼児児童生徒や学校のニーズに柔軟に応じられるように、「専門家チーム」のメンバーを編成している。
☐	(3)「専門家チーム」が、保護者に対して助言や援助を行うための体制を整備している。
☐	(4)各園・学校での「専門家チーム」の活用状況を把握している。
☐	(5)各園・学校に対して、障害のある、または特別の支援を要する幼児児童生徒について指導・助言を行う巡回相談員を教育委員会に配置している。
☐	(6)各園・学校での巡回相談員の活用状況を把握している。
☐	(7)必要に応じて、「専門家チーム」の会議に巡回相談員が参加している。
☐	(8)各園・学校が、教育センターの相談機能を活用できるように体制を整備している。
☐	(9)市町村教育委員会が、単独で教育相談を行うことが困難な場合には支援している。
☐	(10)保護者や園・学校等の教員等向けに、教育相談の冊子や資料等を作成している。
☐	(11)障害のある、または特別の支援を要する幼児児童生徒に対して、就学後も定期的に教育相談を行えるように市町村教育委員会と連携している。
☐	(12)必要に応じて、特別支援教育や教育相談経験者を研修講師として依頼している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

3-2 特別支援学校のセンター的機能の活用	
取組の状況	
☐	(1) 特別支援学校のセンター的機能の具体的な内容について、園や小・中学校、高等学校に周知している。
☐	(2) センター的機能の役割を十分に担うことができるように、専門性のある教員を特別支援学校に配置している。
☐	(3) 特別支援学校にセンター的機能のための組織（例えば、地域支援部等）が、校内分掌に位置付けられているかを把握している。
☐	(4) 市町村教育委員会と連携し、地域の実情に応じた特別支援学校のセンター的機能の状況を把握している。
☐	(5) 園や小・中学校、高等学校の特別支援学校のセンター的機能の活用状況を把握している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

観点4 交流及び共同学習

障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指して、障害のある子供と障害のない子供等との交流及び共同学習を推進することが求められている。教育現場や地域において交流及び共同学習が活性化されるように、都道府県教育委員会は関係諸機関との連携・調整、障害のある人々や交流及び共同学習についての理解・啓発を目的とした情報発信、さらには、交流及び共同学習に携わる人材の育成に努めることが重要である。

4-1 地域全体で取り組むための連携・調整	
取組の状況	
☐	(1) 交流及び共同学習の意義・目的等について理解を図るために、ガイドラインや手引き等を作成している。
☐	(2) 特別支援学校に対して、交流及び共同学習を教育課程上に位置付けるように指導・助言を行っている。
☐	(3) 指定都市・市町村教育委員会と連携して、園や小・中学校において特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の居住地校交流（例えば、副次的な籍等）が円滑に行われるように支援している。
☐	(4) 指定都市・市町村教育委員会と連携して、園や小・中学校と特別支援学校との学校間交流が円滑に行われるように支援している。
☐	(5) 交流及び共同学習を推進するために、合理的配慮協力員や学習支援員等を配置している。
☐	(6) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）が行う障害のある大人や地域における高齢者、学童クラブ等、世代を超えた交流に関する計画の作成を支援している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

4-2 地域への理解・啓発のための情報発信	
取組の状況	
☐	(1)園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）の交流及び共同学習の好事例についての情報を発信している。
☐	(2)他都道府県の交流及び共同学習の好事例や先進的な取組を収集し、発信している。
☐	(3)園や学校で蓄積された交流及び共同学習の実施のノウハウをまとめ、共有している。
☐	(4)障害のある人との交流に当たって、学校が連携をとることができる障害者団体や障害者施設の連絡先を整理している。
☐	(5)障害のある人との交流に当たって、学校が連携をとることができる障害者団体や障害者施設の連絡先を学校と共有している。
☐	(6)「心のバリアフリー」についての啓発のために、例えばリーフレットや冊子、ホームページ等を通じて広報活動を行っている。
☐	(7)文化・芸術活動、スポーツ関係団体等に対して、「心のバリアフリー」についての広報活動を行っている。
☐	(8)「心のバリアフリー」についての啓発のために、児童生徒向けのリーフレットや冊子を作成している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

注）「心のバリアフリー」とは、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業のことです。本事業は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の規定等を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものです。

4-3 教職員の意識向上のための研修の企画・実施	
取組の状況	
☐	(1)教職員を対象とした研修計画に交流及び共同学習に関する研修を位置付けている。
☐	(2)市町村教育委員会と連携して、特別支援学校と園や小・中学校の教職員の交流・相互理解のための機会を設けている。
☐	(3)教職員に対して、「心のバリアフリー」の取組や実施の成果及び課題等を協議する機会を設定している。
☐	(4)文化・芸術活動、障害者スポーツ等の指導者やボランティア等の人材を養成する研修を実施している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点5 移行支援

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会が単独で就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、専門家を派遣する等の措置を講じ、就学先決定に関わる相談・助言機能を強化する必要がある。また、子供の発達や適応の状況を踏まえて柔軟に転学等を行うことが可能であることから、関係する教職員等にそのことについて周知を図り、必要に応じて「学びの場」の柔軟な見直しを行うことが重要である。また、都道府県教育委員会は、関係課（部局）や関係機関、地域と連携して、障害のある子供が最も適した進路に円滑に移行できるように支援することが求められる。

5-1 就学相談・支援	
取組の状況	
☐	(1) 幼稚園や保育所、認定こども園に在園する障害のある幼児の状況を把握する体制を整えている。
☐	(2) 教育委員会のホームページやパンフレット等を通じて、就学相談に関する情報を提供している。
☐	(3) 就学相談に関わる事務的な手続きの流れをわかりやすく伝えるために、例えば、フローチャートを用いる等の工夫をしている。
☐	(4) 個別の教育支援計画（個別の支援計画）や相談支援ファイルの作成状況を把握し、活用事例を示している。
☐	(5) 個別の教育支援計画や相談支援ファイル等に、障害のある幼児児童生徒に関する記録を一元化している。
☐	(6) 円滑な就学先決定を行えるようにするため、市町村教育委員会に対して就学に関するガイダンスを行っている。
☐	(7) 保護者が就学について関心をもった時や不安を感じた時に、必要な情報にアクセスできる方法（例えば、教育委員会のHPへの掲載、パンフレットの作成等）を周知している。
☐	(8) 保護者に就学についての理解を促すために、例えば、DVD等の映像情報や学校紹介の写真等を用いる等の工夫を行っている。
☐	(9) 学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の情報や支援のための資源の状況等、就学に関する情報を保護者等に分かりやすく伝えている。
☐	(10) 通園・通学している機関に直接出向いて、障害のある子供や特別の支援が必要な子供に関する情報を収集している。
☐	(11) 本人及び保護者の意思を可能な限り尊重しながら合意形成を図り、指定都市・市町村教育委員会と連携した総合的判断によって就学先を決定している。
☐	(12) 本人・保護者と市町村教育委員会とが合意形成に至らなかった場合、必要に応じて指導・助言等を行っている。

上記以外の取組
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

5-2 「学びの場」の柔軟な見直し	
取組の状況	
☐	(1) 就学に関わる担当者間の業務の継続性を考慮し、担当者間の引継ぎの仕組みを設けている。
☐	(2) 障害のある子供や特別の支援が必要な子供への支援継続のためにガイドラインを作成している。
☐	(3) 市町村教育委員会や小・中学校に対して特別支援学校との間で柔軟に転学ができることを周知している。
☐	(4) 市町村教育委員会と連携して、就学先の変更についての相談に応じている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

5-3 就労支援	
取組の状況	
☐	(1) 障害のある、または特別の支援を要する生徒の就労支援に関して、マニュアルや手引き、事例集、リーフレット等を作成している。
☐	(2) 学校、労働や福祉機関等と連携して、障害のある、または特別の支援を要する生徒の就労支援のためのネットワークを構築している。
☐	(3) ハローワークや障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、支援会議やケース会議等を実施について、学校の理解を促している。
☐	(4) 特別支援学校や高等学校に、就労支援コーディネーターや就労支援アドバイザー等の人材を配置している。
☐	(5) 対象となる生徒と保護者に対して、就労アセスメントの目的や手順について周知している。
☐	(6) 特別支援学校や高等学校に対して、就労アセスメントに関する情報を提供している。
☐	(7) 地域の就労支援機関、特別支援学校、高等学校と連携して、就労アセスメントの実施について支援している。
☐	(8) 就労に向けての技能検定の開催を支援するため、企業や特別支援学校等と連携している。
☐	(9) 企業等と連携して、特別支援学校や高等学校に在籍する生徒が、就労や現場実習等についての話を聴く機会を設けている。
☐	(10) 企業に対して、特別支援学校の生徒の職場見学、職場体験等の機会や支援を募っている。
☐	(11) 企業に対して、障害者雇用のための理解・啓発を行っている。
☐	(12) 障害のある人の一般就労を目指して、チャレンジ雇用を実施している。
☐	(13) 生徒本人や保護者に対して、地域の就労支援機関に関する情報を提供している。
☐	(14) 生徒本人や保護者に対して、地域の就労先や学校卒業後の進路先に関する情報を提供している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

観点6 研修

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のために、全ての教員に対して、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることが求められている。都道府県教育委員会においては、特別支援教育を担当する指導主事だけではなく全ての指導主事が、障害や特別支援教育に関する理解と専門性の向上を図ることが必要である。また、各学校の教職員の専門性を高めるための研修の企画・実施、加えて、市町村教育委員会の教育相談担当者等の資質向上のための支援にも努めることが重要である。

6-1 すべての指導主事の理解・専門性の向上	
取組の状況	
☐	(1) 都道府県教育委員会において、特別支援教育を担当する指導主事だけではなく全ての指導主事を対象とした研修の中で特別支援教育・インクルーシブ教育システムについて取り上げている。
☐	(2) 市町村教育委員会の特別支援教育を担当する指導主事を対象とした研修の中で特別支援教育・インクルーシブ教育システムについて取り上げている。
☐	(3) 特別支援学校や特別支援学級、通級による指導等の授業見学を通じて、障害のある、または特別の支援を要する幼児児童生徒についての理解を深めている。
☐	(4) 研修の実施後は、成果や課題、今後の研修のニーズ等を把握している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

6-2 市町村の教育相談担当者の専門性の向上

取組の状況

- ☐ (1) 市町村教育委員会や各地区教育事務所を通じ、指定都市・市町村の園、小・中学校の教育相談担当者に対して最新の情報を提供している。
- ☐ (2) 市町村の園、小・中学校等の教育相談担当者に対して、特別支援教育に関する理解を促すための研修を実施している。
- ☐ (3) 市町村の園、小・中学校等の教育相談担当者に対して、インクルーシブ教育システム構築に関する理解を促すための研修を実施している。
- ☐ (4) 研修の機会を保障するために、サテライトやオンラインを導入した研修を行っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

6-3 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上

取組の状況

- ☐ (1) 免許法認定講習（特別支援教育）を実施している。
- ☐ (2) 校長等の管理職を対象に特別支援教育・インクルーシブ教育システムに関する研修を実施している。
- ☐ (3) 定期的に特別支援学校の教員を対象とした研修を実施している。
- ☐ (4) 定期的に特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施している。
- ☐ (5) 定期的に特別支援教育支援員を対象とした研修を実施している。
- ☐ (6) 市町村教育委員会や教育センター（センター内の特別支援教育室等）と連携して、特別支援学級や通級による指導の担当者を対象とした研修を実施している。
- ☐ (7) 特別支援学校と連携して、園や小・中学校、高等学校の教員を対象とした研修を実施している。
- ☐ (8) 研修の機会を保障するために、サテライトやオンラインを導入した研修を行っている。
- ☐ (9) 研修の実施後は、成果や課題、今後の研修のニーズ等を把握している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

資 料 2

2－2. 指定都市・市町村教育委員会用

指定都市・市町村教育委員会用

観点1 状況把握

指定都市・市町村教育委員会においては、特別支援教育を推進するための基本計画の策定にあたっては、都道府県教育委員会が策定した基本計画を踏まえつつ、設置する各学校・地域の実情を把握した上で策定することが求められる。このため、域内の園や小・中学校に在園・在籍している障害のある子供、または特別の支援を必要とする子供の実態の把握と、彼らの各学びの場における支援体制と運営状況、支援状況を把握することが必要である。

1-1 障害のある子供や特別の支援を必要とする子供の把握

取組の状況

- ☐ (1)園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に在籍する障害のある、または特別の支援を必要とする幼児児童生徒数を把握している。
- ☐ (2)小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒数を把握している。
- ☐ (3)小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に設置されている通級による指導を受けている児童生徒数を把握している。
- ☐ (4)園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）において医療的ケアが必要な幼児児童生徒数を把握している。
- ☐ (5)園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に在籍する障害のある、または特別の支援を必要とする幼児児童生徒の転学状況を把握している。
- ☐ (6)中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に在籍する障害のある、または特別の支援を必要とする生徒の進路状況（就労を含む）を把握している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

1-2 特別支援学級や通級による指導の実施状況の把握

取組の状況

- ☐ (1)小・中学校に設置されている特別支援学級の数把握している。
- ☐ (2)小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に設置されている通級による指導の状況を把握している。
- ☐ (3)小・中学校の特別支援学級の「特別の教育課程」の編成状況を把握している。
- ☐ (4)小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画の作成状況を把握している。
- ☐ (5)小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画の活用状況を把握している。
- ☐ (6)小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に設置されている通級による指導における「特別の教育課程」の編成状況を把握している。
- ☐ (7)小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に設置されている通級による指導を受けている児童生徒の個別の指導計画の作成状況を把握している。
- ☐ (8)小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に設置されている通級による指導を受けている児童生徒の個別の指導計画の活用状況を把握している。
- ☐ (9)小・中学校の特別支援学級を担当している教員の特別支援学校教諭免許状の取得状況を把握している。
- ☐ (10)小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に設置されている通級による指導を担当している教員の特別支援学校教諭免許状の取得状況を把握している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

1-3 通常の学級における支援状況の把握

取組の状況

- ☐ (1)小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）の通常の学級に在籍する特別の支援を必要とする児童生徒への支援状況（例えば、合理的配慮の提供や教室環境の工夫等）を把握している。
- ☐ (2)小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）における障害のある、または特別の支援を要する幼児児童生徒について指導・助言を行う巡回相談員の活用状況を把握している。
- ☐ (3)小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）における特別支援教育支援員や看護師等の人材の配置状況を把握している。
- ☐ (4)小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）の通常の学級に在籍する児童生徒で、特別の支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画の作成及び活用の状況を把握している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

指定都市・市町村教育委員会用

1-4 校内（園内）支援委員会の設置・運営状況の把握

取組の状況

- ☐ (1) 学校長（園長）のリーダーシップのもとで、組織的な特別支援教育の体制整備の状況を把握している。
- ☐ (2) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の校内（園内）支援委員会の設置状況を把握している。
- ☐ (3) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の校内（園内）で、障害のある、または特別の支援を必要とする幼児児童生徒の教育的ニーズを把握している。
- ☐ (4) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の校内（園内）で、障害のあるまたは特別の支援を必要とする幼児児童生徒に対する支援内容を把握している。
- ☐ (5) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の校内（園内）で、障害のある、または特別の支援を必要とする幼児児童生徒の具体的な支援内容を見直すためのケース会議等の開催状況を把握している。
- ☐ (6) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）における校務（園の）分掌に特別支援教育コーディネーターを位置付けているかを把握している。
- ☐ (7) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）において、担当者が特別支援教育コーディネーター（専任）の業務に従事できるような配慮の状況を把握している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない > (* ☐ 重点的に取り組む必要がある)

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

(上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

観点2 関係課（部局）、関係諸機関との連携

域内の全ての園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）において特別支援教育が推進されるようにするためには、特別支援教育の主管課のみならず、義務教育等の主管課と連携・協力することが必要である。また、障害のある子供に対して、就学前から卒業後にかけて切れ目のない支援が行われるようにするためには、各自治体の教育、福祉、保健、医療、労働等の関係部局や関係諸機関の連携・協力が不可欠であり、それを円滑にするためのネットワークを機能させることが重要である。

2-1 教育委員会内での関係課（部局）との連携

取組の状況

- ☐ (1) 特別支援教育の推進のため、主管課（特別支援教育担当課）と関連する課（係）が連携・協力している。
- ☐ (2) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）のバリアフリー施設・設備（スロープ、多目的トイレ等）の整備状況を把握している。
- ☐ (3) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）のバリアフリー施設・設備（スロープ、多目的トイレ等）に関する要望を把握している。
- ☐ (4) 関連する他局（他課）と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）のバリアフリー施設・設備（スロープ、多目的トイレ等）の整備に必要な経費の予算化に係る（年次）計画を立てている。
- ☐ (5) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）のオンライン授業の実施のための施設・設備（ネットワーク環境等）の整備状況を把握している。
- ☐ (6) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）のオンライン授業の実施のための施設・設備（ネットワーク環境等）の整備に関する要望を把握している。
- ☐ (7) 関連する他局（他課）と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）のオンライン授業の実施のための施設・設備（ネットワーク環境等）の整備に必要な経費の予算化に係る（年次）計画を立てている。
- ☐ (8) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）での合理的配慮の提供に関する施設・設備（クールダウンスペース等）の整備状況を把握している。
- ☐ (9) 施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）での合理的配慮の提供に関する施設・設備（クールダウンスペース等）についての要望を把握している。

指定都市・市町村教育委員会用

□	(10)施設・設備を管轄する部署と連携・協力して、園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）での合理的配慮に関する施設・設備（クールダウンスペース等）に必要な経費の予算化に係る（年次）計画を立てている。
□	(11)園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の教育支援機器等（タブレット型コンピュータ、電子黒板等）の導入を管轄する部署と連携・協力して、その整備状況を把握している。
□	(12)園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の教育支援機器等（タブレット型コンピュータ、電子黒板等）の導入を管轄する部署と連携・協力して、その整備に関する要望を把握している。
□	(13)園や小・中学校の教育支援機器等（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の導入を管轄する部署と連携・協力して、教育支援機器（タブレット型コンピュータ、電子黒板等）の整備に必要な経費の予算化に係る（年次）計画を立てている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

2-2 関係諸機関との連携	
取組の状況	
☐	(1)教育、福祉、保健、医療、労働等の関係機関との連携・協力を円滑にするため、特別支援教育連絡協議会を設置している。
☐	(2)定期的に特別支援教育連絡協議会等を開催している。
☐	(3)関係機関や専門家等の人材が確保しにくい場合には、複数の市町村教育委員会が合同で協議する場を設置している。
☐	(4)園・学校の特別支援教育の推進にあたり、都道府県の教育事務所等と連携している。
☐	(5)市町村教育委員会に専門家チームの連絡窓口を設置している。
☐	(6)関係部局と連携して、障害のある幼児児童生徒本人とその保護者に対して学校教育や支援に関する情報提供を行っている。
☐	(7)園、小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）からの要請に応じて、教育委員会が教育支援機器等（タブレット型コンピュータ、電子黒板等）の貸与を行っている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

観点3 教育相談体制

域内の園や小・中学校が専門家による指導・助言等の相談支援が受けられるように、指定都市・市町村教育委員会は巡回相談員や専門家チーム等と連携し、情報共有しながら各地域の相談支援の役割を果たすことが求められる。このため、障害のある、または特別の支援を必要とする子供に対して、早期から適切な教育支援を行うための教育相談体制の整備と人材配置が必要である。また、切れ目のない支援が行われるように、継続的な教育相談体制の整備や仕組み作りが必要である。

3-1 早期からの教育相談

取組の状況

- | | |
|--------------------------|--|
| ☐ | (1)教育、医療、福祉、保健、労働等が一体となった相談支援チームを設置し、障害のある、または特別の支援を要する幼児とその保護者に対して相談や支援を行う体制を整備している。 |
| ☐ | (2)教育相談において、特別支援連携（連絡）協議会を活用している。 |
| ☐ | (3)障害のある、または特別の支援を要する幼児が就園している認定こども園、幼稚園、保育所に教育相談担当者を定期的に派遣し、巡回教育相談を行っている。 |
| ☐ | (4)乳幼児健診や育児相談等の場において教育相談を行っている。 |
| ☐ | (5)就学相談の機会を通して、特別の支援の必要な幼児の状況を把握している。 |
| ☐ | (6)乳幼児健診の機会を通して、就学前の障害のある子供の状況を把握している。 |
| ☐ | (7)早期からの支援を行っている機関（例えば、認定こども園、幼稚園、保育所、児童発達支援センター、障害児入所施設等）に対して、情報提供を行っている。 |
| ☐ | (8)早期から支援を行っている機関（例えば、認定こども園、幼稚園、保育所、児童発達支援センター、障害児入所施設等）が実施しているケース会議に参加している。 |
| ☐ | (9)早期から支援を行っている機関（例えば、認定こども園、幼稚園、保育所、児童発達支援センター、障害児入所施設等）における個別の教育支援計画等の作成の場に参加している。 |
| ☐ | (10)早期からの支援を行っている機関（例えば、認定こども園、幼稚園、保育所、児童発達支援センター、障害児入所施設等）を通じて、保護者に対して就学相談の情報を提供している。 |
| ☐ | (11)保護者に対して、就学前の子供への支援に関する相談会の開催に関する情報提供を行っている。 |
| ☐ | (12)保護者に対して、小・中学校の就学説明会の開催に関する情報提供を行っている。 |
| ☐ | (13)保護者に特別支援学校の見学に関する情報提供を行っている。 |
| ☐ | (14)保護者間での情報交換会等に関する情報提供を行っている。 |

指定都市・市町村教育委員会用

上記以外の取組
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)

3-2 継続的な教育相談

取組の状況

- ☐ (1) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）や保護者に対して、子供の教育的ニーズの変化に応じて就学先等の変更や柔軟な転学が可能であることを周知している。
- ☐ (2) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に対して、個別の教育支援計画を定期的に見直すことを通じて継続的な教育相談を行うように周知している。
- ☐ (3) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）と特別支援学校間の転学を行う場合には、保護者と専門家からの意見聴取を行っている。
- ☐ (4) 継続的な教育相談のための体制（例えば、専門家チームの派遣、定期的な巡回教育相談等）を整備している。
- ☐ (5) 放課後等デイサービスの事業者とも連携して、教育相談を行っている。
- ☐ (6) 就学や教育相談に関わる担当者の業務の継続性を考慮し、担当者間の引継ぎの仕組みを設けている。
- ☐ (7) 障害のある子供や特別の支援が必要な子供への支援継続のために、引き継ぎのガイドラインを作成している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案
（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

3-3 専門家の活用

取組の状況

- ☐ (1)教育委員会の指導主事や特別支援学校の教員、心理学の専門家、医師等、専門性の高い人材を配置して、教育支援委員会を編制している。
- ☐ (2)園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に対して特別支援教育に関する巡回相談を行う人材を配置している。
- ☐ (3)園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に対して、教育委員会の指導主事や特別支援学校の教員、心理学の専門家、医師等から構成する専門家チーム、巡回相談員等の活用を促している。
- ☐ (4)巡回相談の活用状況を把握している。
- ☐ (5)特別支援学校のセンター的機能の具体的な内容について、園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれらを含む）に情報提供している。
- ☐ (6)園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれらを含む）が特別支援学校のセンター的機能を活かせるような体制を整えている。
- ☐ (7)域内に設置されている特別支援学校のセンター的機能の活用状況を把握している。
- ☐ (8)医学や心理学等の専門家から意見を聴取する組織（専門家チーム）を教育委員会に設置している。
- ☐ (9)園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）が、教育センターの相談機能を活用できるように連携している。
- ☐ (10)必要に応じて、特別支援教育や教育相談経験者を研修講師として依頼している。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

指定都市・市町村教育委員会用

観点4 交流及び共同学習

我が国が目指す共生社会の実現にあたっては、障害のある子供と障害のない子供等との交流及び共同学習の充実が重要である。そこで、教育現場や地域において交流及び共同学習が組織的、計画的に行われるように、指定都市・市町村教育委員会は関係諸機関との連携・調整、障害のある人々や交流及び共同学習についての理解・啓発を目的とした情報発信及び交流及び共同学習に携わる人材の育成に努めることが求められる。

4-1 地域全体で取り組むための連携・調整	
取組の状況	
☐	(1) 交流及び共同学習の意義・目的等についての理解を図るために、ガイドラインや手引き等を作成している。
☐	(2) 小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）に対して交流及び共同学習を教育課程に位置付けるように指導・助言をしている。
☐	(3) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）において、特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の居住地校交流（例えば、副次的な籍等）が円滑に行われるように支援している。
☐	(4) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）と、特別支援学校との学校間交流が円滑に行われるように支援している。
☐	(5) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）が行う障害のある大人や地域における高齢者、学童クラブ等、世代を超えた交流に関する計画の作成を支援している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

4-2 地域への理解・啓発のための情報発信	
取組の状況	
☐	(1) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）の交流及び共同学習の好事例についての情報を発信している。
☐	(2) 他地域の交流及び共同学習の好事例や先進的な取組を収集し、発信している。
☐	(3) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）で蓄積された交流及び共同学習の実施のノウハウをまとめ、共有している。
☐	(4) 障害のある人との交流に当たって、園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合は、それを含む）が連携をとることができる障害者団体や障害者施設の連絡先を整理している。
☐	(5) 障害のある人との交流に当たって、園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合は、それを含む）が連携をとることができる障害者団体や障害者施設の連絡先を学校と共有している。
☐	(6) 「心のバリアフリー」についての啓発のために、例えばリーフレットや冊子、ホームページ等を通じて広報活動を行っている。
☐	(7) 文化・芸術活動、スポーツ関係団体等に対して、「心のバリアフリー」についての啓発のための広報活動を行っている。
☐	(8) 「心のバリアフリー」についての啓発のために、児童生徒向けのリーフレットや冊子を作成している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

注）「心のバリアフリー」とは、学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進事業のことです。本事業は、障害者の権利に関する条約や障害者基本法の規定等を踏まえ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を契機として、障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に障害者スポーツを行う、障害者アスリートの体験談を聞くなどの障害者スポーツを通じた交流及び共同学習を実施することにより、互いの個性や多様性を認め合える共生社会の形成に向けた取組につなげるとともに、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進に資するものです。

4-3 教職員の意識向上のための研修の企画・実施	
取組の状況	
☐	(1)教職員を対象とした研修に関する計画に交流及び共同学習に関する研修（校内研修を含む）を位置付けている。
☐	(2)交流及び共同学習に関する研修の中で、特別支援学校と園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）の教職員の交流・相互理解のための機会を設けている。
☐	(3)園や小・中学校（域内で所管する高等学校がある場合はそれを含む）に対して、「心のバリアフリー」の取組や実施の成果及び課題等を協議する機会を設定している。
☐	(4)文化・芸術活動、障害者スポーツ等の指導者やボランティア等の人材を養成する研修を実施している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

観点5 移行支援

指定都市・市町村教育委員会は、域内に在住する子供の適切な就学についての責任を負っている。そのため、観点3で取り上げた「教育相談体制」を整備して相談の機会を設定し、保護者との信頼関係を築いた上で、障害の状態の把握や保護者の意向を十分に把握しながら、適切かつ十分な情報提供に努め、就学先決定にかかわることが求められる。また、子供の障害の状態の変化等に応じて柔軟に転学等を行うことが可能であることについて、関係する教職員等に周知を図り、必要に応じて「学びの場」の柔軟な見直しを行うことが重要である。

5-1 就学相談・支援	
取組の状況	
☐	(1) 幼稚園や保育所、認定こども園に在園する障害のある幼児の状況を把握する体制を整えている。
☐	(2) 教育委員会のホームページやパンフレットを通じて、保護者等に就学相談に関する情報を提供している。
☐	(3) 就学相談に関わる事務的な手続きの流れをわかりやすく伝えるために、例えば、フローチャートを用いる等の工夫をしている。
☐	(4) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）での個別の教育支援計画の作成状況を把握し、活用事例を示している。
☐	(5) 障害のある幼児児童生徒に関する相談の記録を学校で作成した個別の教育支援計画を個々の相談支援ファイル等に入れて一元化している。
☐	(6) 小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に対して、円滑な就学先決定を行えるように、本人・保護者向けの就学に関するガイダンスの開催を支援している。
☐	(7) 保護者が就学について関心をもった時や不安を感じた時に、必要な情報にアクセスできる方法（例えば、教育委員会のホームページへの掲載、パンフレットの作成等）を用意している。
☐	(8) 保護者に就学に対する理解を促すために、小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の学校見学や体験入学による啓発を行っている。
☐	(9) 保護者の意向を把握した小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の学校見学の開催を支援している。
☐	(10) 就学予定の幼児をもつ保護者が、先輩保護者の体験を聞く機会を設けている。
☐	(11) 障害の有無に関わらず子供や保護者、一般の参加者を対象に、障害のある子供に対する学校教育の理解を図る機会（就学相談等）を設けている。
☐	(12) 在校生の保護者の話を聞く会を設けるように特別支援学校に促している。

指定都市・市町村教育委員会用

☐	(13) 学びの場（通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校）の情報や支援のための資源の状況等、就学に関する情報を保護者等に分かりやすく伝えるために支援マップ等を作成している。
☐	(14) 保護者面談では、相談支援ファイル等を活用するように小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）に促している。
☐	(15) 本人及び保護者の意思を可能な限り尊重しながら合意形成を図り、総合的判断によって就学先を決定している。
☐	(16) 本人及び保護者と指定都市・市町村教育委員会、学校等と就学先の決定について意見が一致しない場合、必要に応じて都道府県教育委員会から指導・助言を受けている。
☐	(17) 本人及び保護者と指定都市・市町村教育委員会、学校等と就学先の決定について意見が一致しない場合、必要に応じて都道府県教育委員会から専門家を派遣してもらっている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

5-2 「学びの場」の柔軟な見直し

取組の状況

- ☐ (1) 就学に関わる担当者間の業務の継続性を考慮し、担当者間の引継ぎの仕組みを設けている。
- ☐ (2) 小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の教職員に対して、柔軟に転学ができることを周知している。
- ☐ (3) 障害のある子供の小学校、中学校又は特別支援学校への就学や転学に当たって、保護者及び専門家から意見を聴く機会を設けている。
- ☐ (4) 都道府県教育委員会と密に連携して、就学先の変更についての相談に応じている。
- ☐ (5) 定期的に関係者による会議を開催し、必要に応じて学びの場の柔軟な見直しを行っている。

上記以外の取組

「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断

☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある）

* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。

インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案

（上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）

観点6 研修

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の充実のために、全ての教員に対して、特別支援教育に関する基礎的な知識・技能を身に付けることが求められている。指定都市・市町村教育委員会においては、特別支援教育を担当する指導主事だけではなく全ての指導主事が、障害や特別支援教育に関する理解と専門性の向上を図るとともに、各学校の教職員の専門性を高めるための研修を企画・実施し、特別支援学校教諭免許状の取得の促進に取り組むことが求められる。

6-1 すべての指導主事の理解・専門性の向上	
取組の状況	
☐	(1) 都道府県教育委員会が主催する特別支援教育を担当する指導主事を対象とした研修に参加し、専門性の向上に努めている。
☐	(2) 都道府県教育委員会と連携し、特別支援教育を担当する指導主事だけではなく全ての指導主事に対して特別支援教育・インクルーシブ教育システムに関係する研修を受けられる体制を構築している。
☐	(3) 特別支援学級や通級による指導等の授業見学を通じて、障害のある児童生徒や特別の支援を必要とする児童生徒についての理解を深めている。
☐	(4) 研修の実施後は、成果や課題、今後の研修のニーズなどを把握している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断	
☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある)	
* 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

6-2 市町村の教育相談担当者の専門性の向上	
取組の状況	
☐	(1) 日頃から教育相談担当者に対して最新の情報を提供している。
☐	(2) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）の教育相談担当者に対して、インクルーシブ教育システム構築に関する理解を促すための研修を実施している。
☐	(3) 行政機関、医療機関、保健機関、保育機関、教育機関等の関係機関の相談支援に関わる担当者の交流も兼ねた合同研修を行っている。
☐	(4) 研修の機会を保障するため、サテライトやオンラインを導入した研修を行っている。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

6-3 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上	
取組の状況	
☐	(1) 校長等の管理職を対象とした特別支援教育・インクルーシブ教育システムに関する研修を実施している。
☐	(2) 全ての教職員に対して、特別支援教育・インクルーシブ教育システムに関する研修を実施している。
☐	(3) 特別支援教育支援員を対象とした研修を実施している。
☐	(4) 園や小・中学校（域内で所管する高等学校及び特別支援学校がある場合はそれらを含む）において、特別支援教育を推進するための校内研修が実施されているかを把握している。
☐	(5) 研修の機会を保障するため、サテライトやオンラインを導入した研修を行っている。
☐	(6) 研修の実施後は、成果や課題、今後の研修のニーズなどを把握している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤（* ☐ 重点的に取り組む必要がある） * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 （上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください）	

6-4 特別支援学級、通級による指導の担当者の専門性の向上	
取組の状況	
☐	(1) 小・中学校の特別支援学級や通級による指導の担当教員に対して、定期的に専門性向上のための研修を実施している。
☐	(2) 特別支援学級や通級による指導の担当者の特別支援学校教諭免許状の取得を進める研修への参加を促している。
☐	(3) 特別支援学級や通級による指導を担当している教員向けのガイドブックやハンドブック等を作成している。
☐	(4) 定期的に特別支援学級や通級による指導の授業見学を行い、指導・助言を行っている。
☐	(5) 定期的に特別支援教育コーディネーターを対象とした研修を実施している。
☐	(6) 研修の機会を保障するため、サテライトやオンラインを導入した研修を行っている。
☐	(7) 研修の実施後は、成果や課題、今後の研修のニーズ等を把握している。
上記以外の取組	
「取組の状況」と「上記以外の取組」をあわせた上での判断 ☐ できている ☐ 現在取り組んでいる ☐ できていない ➤ (* ☐ 重点的に取り組む必要がある) * 左側の判断を踏まえて、今後、重点的に取り組む必要があると判断した場合に✓を入れてください。	
インクルーシブ教育システム構築の推進にむけた重点的取組の方策案 (上段で、「重点的に取り組む必要がある」と判断した場合に記入してください)	

資料 3

ナビゲーションシート

ナビゲーションシート

都道府県教育委員会用

I. インクルーシブ教育システムの構築状況

観点1 状況把握	できている	現在取り組んでいる	できていない	重点的に取り組む必要がある
(1-1) 高等学校の状況の把握				
(1-2) 園や小・中学校の特別支援教育の状況の把握				
観点2 関係課（部局）、関係諸機関との連携				
(2-1) 教育委員会内での関係課（部局）との連携				
(2-2) 関係諸機関との連携				
観点3 教育相談体制				
(3-1) 教育相談体制の整備				
(3-2) 特別支援学校のセンター的機能の活用				
観点4 交流及び共同学習				
(4-1) 地域全体で取り組むための連携・調整				
(4-2) 地域への理解・啓発のための情報発信				
(4-3) 教職員の意識向上のための研修の企画・実施				
観点5 移行支援				
(5-1) 就学相談・支援				
(5-2) 「学びの場」の柔軟な見直し				
(5-3) 就労支援				
観点6 研修				
(6-1) すべての指導主事の理解・専門性の向上				
(6-2) 市町村の教育相談担当者の専門性の向上				
(6-3) 各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上				

II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要	長期的取組（～年以内）	短期的取組（～年以内）
例	5	相談支援ファイルを福祉部局と連携して作成し、3歳児健診で配付するなどして保護者の活用を広めるとともに、園や学校に対して周知することで、早期支援システムの充実を図る。	5年	
1				
2				
3				

※長期的取組及び短期的取組については、目安となる年数を記述して下さい。

ナビゲーションシート

指定都市・市町村教育委員会用

I. インクルーシブ教育システムの構築状況

観点1 状況把握	できている	現在取り組んでいる	できていない	重点的に取り組む必要がある
(1-1)障害のある子供や特別の支援を必要とする子供の把握				
(1-2)特別支援学級や通級による指導の実施状況の把握				
(1-3)通常の学級における支援状況の把握				
(1-4)校内（園内）支援委員会の設置・運営状況の把握				
観点2 関係課（部局）、関係諸機関との連携				
(2-1)教育委員会内での関係課（部局）との連携				
(2-2)関係諸機関との連携				
観点3 教育相談体制				
(3-1)早期からの教育相談				
(3-2)継続的な教育相談				
(3-3)専門家の活用				
観点4 交流及び共同学習				
(4-1)地域全体で取り組むための連携・調整				
(4-2)地域への理解・啓発のための情報発信				
(4-3)教職員の意識向上のための研修の企画・実施				
観点5 移行支援				
(5-1)就学相談・支援				
(5-2)「学びの場」の柔軟な見直し				
観点6 研修				
(6-1)すべての指導主事の理解・専門性の向上				
(6-2)市町村の教育相談担当者の専門性の向上				
(6-3)各学校の管理職や職員等の理解・専門性の向上				
(6-4)特別支援学級、通級による指導の担当者の専門性の向上				

II. インクルーシブ教育システム構築の推進に向けた重点的取組の方策案

優先順位	観点番号	方策案の概要	長期的取組 （～年以内）	短期的取組 （～年以内）
例	6	研修の機会を保障するため、サテライトやオンラインを導入した研修の充実を図る。		1年
1				
2				
3				

※長期的取組及び短期的取組については、目安となる年数を記述して下さい。

資料 4

「インクル COMPASS」の各観点についての国の施策・方針

観点 1 状況把握	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン(2017) 第2部設置者用(都道府県・市町村教育委員会等) 1. 特別支援教育に関する基本計画の策定 ・学校設置者は、各学校の実情を踏まえた特別支援教育に関する政策の基本となる計画の策定に努める。 (1) 都道府県・指定都市教育委員会における策定時の留意点 教育委員会においては、特別支援教育を推進するための基本的な計画を策定するなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実に努めることが重要である。 (2) 市町村教育委員会における策定時の留意点 市(指定都市を除き、特別区を含む。)町村教育委員会における基本計画の策定に当たっては、前述の都道府県教育委員会における基本的な計画を踏まえつつ、設置する各学校・地域の実情を把握した上で策定することが重要である。
観点 2 関係課(部局)、 関係諸機関との 連携	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(2012) 4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進 ・医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。 このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効である。 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン(2017) 第2部設置者用(都道府県・市町村教育委員会等) 3. 特別支援連携協議会の設置・運営及び協力体制の推進 ・都道府県レベル及び市町村レベルでの教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築する。 障害者基本計画(第4次)(2018)(Ⅲ 分野別施策の基本的方向、3. 教育文化芸術活動・スポーツ等、【基本的な考え方】、(2) 教育環境の整備) ・学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足解消に向けた取組等を推進する。特に、災害発生時の避難所として活用されることもある公立小・中学校施設のバリアフリー化やトイレの洋式化については、学校設置者の要望を踏まえて、必要な支援に努める。 ・障害のある児童生徒の教育機会の確保や自立と社会参加の推進に当たってのコミュニケーションの重要性に鑑み、デジタル教科書等の円滑な制作・供給やコミュニケーションに関する ICT の活用も含め、障害のある

	児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた教科書、教材、支援機器等の活用を促進する。
観点3 教育相談体制	発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン(2017) 第2部設置者用(都道府県・市町村教育委員会等) 4. 教育相談体制の整備と充実 ・各学校において専門家による指導・助言等の相談支援が受けられるよう、巡回相談員の配置、専門家チームの設置及び特別支援学校のセンター的機能の充実に必要な措置を行う。
観点4 交流及び共同 学習	障害者基本法第2章 第16条(2013) ・国及び地方公共団体は、障害者はその年齢及び能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。 ・国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。 ・国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。 ・国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。 障害者基本計画(第4次)(2018)Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 9. 教育の振興 【基本的な考え方】 ・障害の有無によって分け隔てられることなく、国民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障害に対する理解を深めるための取組を推進する。 障害者基本計画(第4次)(2018)Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 【基本的な考え方】 ・全ての障害者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障害者の生活を豊かにするとともに、国民の障害への理解と認識を深め、障害者の自立と社会参加の促進に寄与する。 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン(2017) 第2部設置者用(都道府県・市町村教育委員会等) 5. 特別支援教育に関する 理解啓発

	・学校設置者が主体となって、地域住民等に対し、特別支援教育に関する理解啓発を図る。 ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 ・学校教育における取組として、交流及び共同学習のさらなる推進のための取組を行い、障害のある人とともにある「心のバリアフリー」授業の全面展開を図る。 障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会中間とりまとめ（厚生労働省） ・芸術活動を通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人の権利であり、障害者の芸術活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義を有している。 小・中学校学習指導要領解説総則編 ・児童が障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ。
観点5 移行支援	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」 2. 就学相談・就学先決定の在り方について ・乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できる。 障害者基本計画（第4次）（2018）Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向 9. 教育の振興 【基本的な考え方】、（1）インクルーシブ教育システムの推進 ・障害のある児童生徒が様々な支援を利用しつつ、自立と社会参加を促進できるよう、福祉、労働等との連携の下、障害のある児童生徒のキャリア教育や就労支援の充実を図る。
観点6 研修	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（2012）5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等 （1）教職員の専門性の確保 ・インクルーシブ教育システム構築のため、すべての教員は、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有していることが求められる。 ・特別支援学校の教員については、特別支援教育の専門性を更に高めるとともに、教科教育の専門性をもバランス良く身に付けることが重要である。 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、

	高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）」 4. 改革の具体的な方向性 ・特別支援学校教諭等免許状の所持率向上を図る。平成 32 年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指す。 ・小中学校の特別支援学級担任の（特別支援学校教諭等免許状の）所持率も現状の 2 倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。 発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン（2017） 第 2 部設置者用（都道府県・市町村教育委員会等） 2. 特別支援教育に関する 教職員の専門性の 向上 ・学校設置者が主体となって、教職員の専門性を高めるための研修を実施するとともに、特別支援学校教諭免許状の取得促進に取り組む。 障害者の権利に関する条約 第 24 条 教育 ・締約国は、…（中略）…手話又は点字について能力を有する教員（障害のある教員を含む。）を雇用し、並びに教育に従事する専門家及び職員（教育のいずれの段階において従事するかを問わない。）に対する研修を行うための適切な措置をとる。
--	--

（金子 健）

資料 5

教育委員会、教育センターのインクルーシブ教育システムに関する刊行物一覧

(1)「観点1 実態把握・状況把握」に関する参考文献・ウェブサイト

①(平成30年度)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項に基づく教育委員会の点検・評価について

千葉県教育委員会 2019年

URL;<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/soumu/kyouiku-hyouka/h30tenkenhyouka.html> (2021年1月25日確認)

概要：教育委員会各課が行う事業の点検・評価をまとめたもの。事業の点検の一環として実態把握が行われている。特別支援教育関係では「特別支援学校のセンター的機能充実事業」について特徴のある実施の状況の紹介、今後の改善策をまとめ、公表している。

主体：教育委員会

②静岡県教育振興基本計画評価書

静岡県・静岡県教育委員会 2019年

URL: http://www.pref.shizuoka.jp/bunka/bk-170/documents/r1_hyoukasyo.pdf (2021年1月25日確認)

概要：静岡県では、2018年度から2021年度を対象とした静岡県教育振興基本計画を策定しており、その評価書を公表している。上記に示した法律に基づく教育委員会の点検・評価を兼ねるとしている。この評価書の中で、「2018年度、交流籍を活用した交流及び共同学習をモデル実施するとともに、意義や流れなどについて説明し、2019年度、全県実施に移行した。」としている。

主体：首長部局・教育委員会

(2)「観点2 施設・設備（関係部局等の連携）」に関する参考文献・ウェブサイト

①「岡山県発達障害者支援地域協議会・岡山県広域特別支援連携協議会」の開催

岡山県保健福祉部 2019年

URL;<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/attachment/259147.pdf> (2021年1月25日確認)

概要：障害福祉課が所管する地域協議会、そして教育委員会が所管する連携協議会、この2つを同じ趣旨の下、合わせて開催。

主体：教育委員会・県保健福祉部

②物品の貸出しについて ～障害のある幼児児童生徒の学びを助けます～

京都府総合教育センター 2020 年

URL;http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/index.php?page_id=391 (2021 年 1 月 25 日確認)

概要：支援機器等の貸出しは試用を目的とし、貸出し期間は概ね 1 か月としている。

主体：教育センター

(3)「観点 3 教育相談体制」に関する参考文献・ウェブサイト

①【改訂第 2 版】障害のある子どもの就学支援ハンドブック～特別支援教育の充実によるインクルーシブ教育システムの構築～

山梨県教育委員会 2018 年

URL;https://www.pref.yamanashi.jp/koukai-tokushi/tokubetsushien/documents/h30_6_syugakushienhandbook_1.pdf (2021 年 1 月 25 日確認)

概要：「教育支援資料」（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 平成 25 年 10 月）を基に「障害のある子どもの就学指導ハンドブック」（山梨県教育委員会 平成 22 年 3 月）を基として、インクルーシブ教育システム構築に向けた内容にしたて改訂したもの。就学支援全般についてのハンドブック。

主体：教育委員会

②教育相談体制充実のための手引き（一部改定）

鳥取県教育委員会 2019 年

URL;<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1157305.htm> (2021 年 1 月 25 日確認)

概要：教育相談におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの役割をまとめたものであるが、同時に教育委員会の役割を列举し、「教育委員会における支援教育委員会は、支援体制を構築するだけでなく、体制が機能しているか適切に把握し、学校等において課題が生じている場合は、その解決に向けて主体的に支援します。」としている。

主体：教育委員会

(4)「観点 4 交流及び共同学習」に関する参考文献・ウェブサイト

①心のバリアフリーについて「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材

首相官邸（内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局）平成 29 年度

URL;https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tokyo2020_suishin_honbu/udsuisin/program.html (2021 年 1 月 25 日確認)

概要：2020 年を契機に、誰もが当たり前のように、障害等に対する理解を深め、自分とは異なる条件を持つ多様な人々とのコミュニケーションを実践する社会を実現するため、個々人のマインドセットを促すことを目的としている。

②交流及び共同学習オンラインフォーラム

文部科学省 令和2年11月11日

URL;https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1413898_00001.htm (2021年1月25日確認)

概要：本フォーラムでは、各地方公共団体に蓄積されている交流及び共同学習の優良事例の中で、ICTの活用や外部機関との連携等、交流及び共同学習の継続的な実施の参考となりうる取組について、各20分程度の動画としてまとめ、公開するもの。

③交流及び共同学習のページ

埼玉県教育委員会 2020年

URL;<https://www.pref.saitama.lg.jp/g2204/gakuryokukoujou/kyoukapage/kouryuuyobikyoudougakushuu.html> (2021年1月25日確認)

概要：小・中学校、幼稚園の交流及び共同学習に関する情報を集めて発信するWebページ。県の取組としては「支援籍学習」に関するリーフレットや事例等が掲載されている。

主体：教育委員会

④県立特別支援学校高等部作品販売会「青空市場」

兵庫県教育委員会 2019年

URL;<https://www.hyogo-c.ed.jp/~sho-bo/shuuroushien/aozoraichiba/R1/R1%20chirashi2.pdf> (2021年1月25日確認)

概要：2019年に行われた兵庫県の障害者スポーツ体験イベント「パラ・スポーツ王国 H YOGO & KOBE“夢プロジェクト2019”」の会場の一角を青空市場としたもの。作業学習で生徒が製作した作品を販売する活動を通して、生徒の就労へ向かう意欲を高めるとともに、特別支援学校における職業教育について、県民に理解啓発を図る趣旨である。当日は8校が出店した。

主体：教育委員会

(5)「観点5 移行支援」に関する参考文献・ウェブサイト、

①教育支援の手引（令和2年3月改訂、令和3年1月様式一部改正）

愛知県教育委員会 2021年

URL; <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tokubetsushienkyoiku/0000081888.html> (2021年1月25日確認)

概要：障害のある子供たちが、一人一人のニーズに応じた指導・支援を受けることができるよう、早期からの教育相談・支援、就学支援のみならず、就学後の適切な教育的支援がなされることが重要である。そこで、教育相談及び就学事務に関わるすべての担当者が、教育支援を円滑に行うために本手引を作成した。

主体：教育委員会

②岡山の就労応援団

岡山県教育委員会 2013 年

URL;https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/476919_3411891_misc.pdf (2021 年 1 月 25 日確認)

概要：卒業後、企業等での就労による社会自立をめざす特別支援学校の生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図り、特別支援学校におけるこれまでの産業現場における実習に加え、中学部における実習や、地域と連携した「地域型実習」を県内全域で推進できるよう、より多くの企業に応援いただける制度として「岡山の就労応援団」を構築することを目的とする。

登録手続き規程を明確にし、登録企業一覧を公表している。また、登録証を発行し、シンボルマークの入ったステッカーを送付している。

主体：教育委員会、県内企業

(6)「観点 6 研修」に関する参考文献・ウェブサイト

①インクルーシブ教育システム研修会

千葉県教育委員会 平成 28 年度

URL;<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shien/tokubetsushien/krc-plan/inclusive.html> (2021 年 1 月 25 日確認)

概要：国及び県教育委員会が推進しているインクルーシブ教育システムについて、各学校の特別支援教育の一層の充実に資するとともに、校長（教員）及び学校組織として必要とされる基本的な事項や推進の在り方についての理解を深めることを目的とする。研修資料をネットで公開したもの。

主体：教育委員会

②教員同士の学び合いをサポート 特別支援学校における校内研修推進ガイドブック

神奈川県立総合教育センター 平成 22 年 3 月

URL;<https://www.edu-ctr.pref.kanagawa.jp/kankoubutu/download/h21pdf/manabiai/guidebook.pdf> (2021 年 1 月 25 日確認)

概要：県立特別支援学校 2 校の教員を対象として実施したアンケート調査の分析結果を紹介し、校内研修のニーズに沿った研修を提案するガイドブック。

主体：教育委員会・教育センター

③地域でつなごう、支援の輪～地域での支援体制整備の進め方～

福島県教育委員会 平成 24 年度

URL;<http://www.pref.fukushima.lg.jp/img/kyouiku/attachment/905028.pdf> (2021 年 1 月 25 日確認)

概要：福島県教育委員会が実施する特別支援教育に係る支援体制整備に係る事例をまとめたもの。その冒頭に特別支援教育を支える人材に係る研修事業とその成果について

まとめている。

主体：教育委員会

④Zoomを使ったオンライン研修の事例

高知県教育センター 2020 年

URL;http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310308/files/2020052000122/file_20204234123828_1.pdf

(2021 年 1 月 25 日確認)

概要：「新任特別支援学級担任研修Ⅰ（病弱・身体虚弱、肢体不自由、弱視、難聴、言語障害）」を Zoom で実施するというもの。Zoom への接続方法を公開している。

主体：教育委員会

(生駒 良雄)